

○独立行政法人日本スポーツ振興センター運営点検会議規程

(平成 28 年 3 月 10 日平成 27 年度規程第 38 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 94 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 29 年度規程第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成 24 年度規則第 1 号)第 9 条の 2 第 2 項に基づき、運営点検会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 会議は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を行うため、内部統制の推進状況や課題、業務の取組状況等を審議する。

(会議の構成)

第 3 条 会議は、センター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者からセンター理事長が委嘱した者(以下「委員」という。)により構成する。

2 会議は委員 10 人以内で組織する。

3 会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 5 条 会議は理事長が招集する。

2 会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、第 3 条に定める委員のほか、必要に応じてセンター役職員以外の学識経験者又は専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 センターの役職員は、会議に出席し、意見を述べるができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後もまた同様とする。

(庶務)

第 7 条 会議に関する庶務は、経営戦略室において処理する。

(運営の細目)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の議事運営に関して必要な事項は、会議において定める。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

2 この規程施行後、最初の委員の任期は、第 4 条第 1 項にかかわらず、委嘱等の開始日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度規程第 94 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 29 年度規程第 31 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。